

## 書面で参加される委員からの意見

	委員意見	対応方針
①	資料2は了解。 これまでの進捗点検でも、現行計画に対する修正意見は述べてはいたが、今後の進捗点検では計画変更を見据えた課題整理をしていくことが必要。	進捗点検時の資料に反映し、今後、進捗点検の委員会で提示予定。
②	資料3-4は了解。 他の事例についても、枝葉のような細かい内容を全て示す必要はないが、キーポイントとなる事例を整理した形で示して欲しい。	参考資料を作成。
③	新旧対照表p21(水位)、P22(水量)について、淀川大堰の湛水域の課題のみ記載されており、淀川大堰下流と大川の環境の課題が記載されていないため追記が必要。	計画の案に反映予定。
④	新旧対照表p52の4.2.1. 河川環境の保全と再生の基本的な考え方で第3段落の文章に以下の修正が必要 修正前 …治水、利水と同様に河川環境への影響等を技術的に評価することは困難である。 修正後 …治水、利水と同様の精度で河川環境への影響等を評価することは技術的に困難である。 第4段落の文章に以下の修正が必要 修正前 …環境への影響が極力小さくなる、あるいは環境の改善や保全…。 修正後 …環境への影響を極力小さくするとともに、環境の改善や保全…。 第4段落の7行目の最後に…事業を実施する。の「。」を挿入	計画の案に反映予定。
⑤	新旧対照表p52の4.2.2. 多様な生態系を有する淀川水系の再生と次世代への継承の文中に、4.2.2と並列関係にある河川の連続性の確保や川本来のダイナミズムの再生が記述されているため、河川環境の部分の構成が分かりづらくなっている。河川の連続性の確保や川本来のダイナミズムの再生の説明は、むしろ4.2.1. 河川環境の保全と再生の基本的な考え方でそれぞれ説明すべきテーマであり、そのように修正する必要がある。	計画の案に反映予定。
⑥	新旧対照表p53のイタセンバラに関する木津川下流地区部分を、現存のたまりの保全対策は、たまりそのもの手入れではなく植生管理や土砂管理による「氾濫原環境の改善」を通じて実施する必要があることがわかるよう、以下のように修正していただきたい。 木津川下流地区 ・現存するたまりについては、氾濫原環境を保全するために、植生管理や土砂環境の改善を実施する。	計画の案に反映予定。
⑦	新旧対照表p53の1)生息・生育・繁殖環境の保全・再生を実施するは、(1)良好な生物の生息・生育・繁殖環境の保全・再生という一般的なタイトルの下で、①イタセンバラ、②ナカセコカワニナ、③オオサンショウウオ、④アユモドキという特定の希少種のみを扱い、p54の2)についてはセタンジミ等を対象に琵琶湖南湖を取りあげているため、分かりづらくなっている。現在の構成を踏まえるのであれば、副題を下記のように修正するべきである。これに伴い前文も含めて下記のように修正するのがよい。 (1)淀川水系を代表する希少生物の生息環境の保全・再生 淀川水系には特別天然記念物のオオサンショウウオ、天然記念物のイタセンバラやアユモドキをはじめとする多くの希少生物が生息している。特にイタセンバラについてはその生息環境の拡大に対する期待が大きい。これらの淀川水系を代表する希少生物について、その他の在来生物も含めた生息・生育・繁殖環境を保全・再生する取り組みを、関係機関とも連携し積極的に実施する。 1)イタセンバラの生息するワンド・たまりの保全・再生 2)ナカセコカワニナ等の宇治川固有種の生息環境の保全・再生 3)アユモドキの生息環境の再生 4)セタンジミ等の生息する琵琶湖南湖の保全・再生 (2)外来種対策の推進 (3)淀川水系の良好な河川景観の保全・創出	計画の案に反映予定。
⑧	新旧対照表p54の外来種対策について、コクチバスやアメリカナマズなど近年問題が顕在化している種についても追記すべき。	計画の案に反映予定。
⑨	新旧対照表p57の河川の連続性において、湿地環境が創出されるような河床地形の横断勾配や比高差の面積割合等の設定が重要なので、⑧湿地環境の保全・再生・創出を図るとする。また、①には桂川、宇治川を、②には桂川、宇治川を、④には新淀川を、⑥には桂川を、⑧には淀川本川、木津川、桂川をそれぞれ追記する。(なお、河川整備計画に詳細な地点の位置まで記す必要がないので、例示した写真説明にのみ記すべき)	計画の案に反映予定。
⑩	新旧対照表p59の4.2.4.の川本来のダイナミズムには、土砂移動に関する記載がないので、4.2.4.の前の文に、「…水位や流量の変動、「土砂移動」など…」と追記すべき。さらに各論についても、(3)土砂動態の適正化に向けた検討と再生といった節を設けるべき。また、p59の4.2.2. 川本来のダイナミズムの番号が間違っているので要修正。	計画の案に反映予定。
⑪	新旧対照表p87の三川合流部・芥川の河道掘削において、「河川環境」を追記すべき。 たとえば、 「河川環境の改善対策のための置き土材料としても活用する」を挿入するとよい。	計画の案に反映予定。
⑫	新旧対照表p90の桂川の代表断面について、「もとの河道形状を尊重しつつ」を追記すべき。	計画の案に反映予定。
⑬	新旧対照表p99の(5)土砂対策について、総合土砂管理に関する方針を追記すべき。 また、瀬田川の直轄砂防は完了したものの、継続する対策については削除すべきではない。	計画の案に反映予定。
⑭	掲載している写真について、変化が分かるように日付を記載すべき。 計画に変更のないものについても、植生などの状況変化が分かるように写真だけでも変更すべき。	計画の案に反映予定。